第五十五条の見出し中「取消」を「取消し等」に改め、同条第一項中「呼出」を「呼出し」に、「附された」を「付された」に改め、同条第二項中「取消を」を「取消しを」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「その者に対し仮放免を取り消された」を「仮放免を取り消された者に対しその」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

５　前二項の規定は、仮放免の期間が満了した者がある場合について準用する。この場合において、これらの規定中「仮放免取消書」とあるのは、「仮放免許可書の謄本」と読み替えるものとする。

第五十五条の六中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、第五章の二中同条を第五十五条の八十八とする。

第五十五条の五中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同条を第五十五条の八十七とし、第五十五条の四を第五十五条の八十六とし、第五十五条の三を第五十五条の八十五とする。

第五十五条の二第一項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第五十五条の八十四とする。

第五章の二を第五章の三とする。

第五十五条の次に次の一節及び一章を加える。

第六節　退去の命令

第五十五条の二　主任審査官は、次の各号に掲げる事由のいずれかにより退去強制を受ける者を第五十三条に規定する送還先に送還することが困難である場合において、相当と認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、本邦からの退去を命ずることができる。この場合においては、あらかじめその者の意見を聴かなければならない。

一　その者が自ら本邦を退去する意思がない旨を表明している場合において、その者の第五十三条に規定する送還先が退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国として法務大臣が告示で定める国に含まれていないこと。

二　その者が偽計又は威力を用いて送還を妨害したことがあり、再び送還に際して同様の行為に及ぶおそれがあること。

２　前項の規定による命令を受けた者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたときは、当該事由に該当しなくなるまでの間、当該命令は、効力を停止するものとする。

一　第六十一条の二の九第三項の規定により送還が停止されたこと。

二　退去強制の処分の効力に関する訴訟が係属し、かつ、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の決定がされたこと。

三　出国の制限を受けたこと。

３　主任審査官は、第一項の規定により本邦からの退去を命ずる場合には、その理由及び同項の期間を記載した文書を交付しなければならない。

４　主任審査官は、必要がある場合には、相当の期間を定めて、第一項の期間を延長することができる。

５　第一項の規定による命令は、入国警備官が同項の期間（前項の規定により期間を延長した場合においては、当該延長した期間を含む。）内に退去強制令書の発付を受けた者を第五十二条第三項の規定により送還することを妨げない。

６　第一項の規定による命令により本邦から退去させられた者は、この法律の規定の適用については、退去強制令書により退去を強制されたものとみなす。

第五章の二　被収容者の処遇

第一節　総則

（入国者収容所等の事務）

第五十五条の三　地方出入国在留管理局に、収容場を設ける。

２　入国者収容所等は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。

一　収容令書の執行を受ける者

二　退去強制令書の発付を受け、第五十二条第九項、第五十二条の四第五項若しくは第六項の規定又は第五十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により収容される者

（処遇の原則）

第五十五条の四　被収容者（入国者収容所等に収容されている者をいう。以下この章及び第七十一条の六において同じ。）の処遇は、被収容者の人権を尊重しつつ適正に行わなければならない。

２　被収容者には、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

（活動の援助）

第五十五条の五　入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下この章及び第八章において「入国者収容所長等」という。）は、法務省令で定めるところにより、被収容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動その他の活動について、援助を与えるように努めなければならない。

２　入国者収容所長等は、前項の規定による援助の措置として、入国者収容所等に書籍を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍の閲覧の方法は、入国者収容所長等が定めるものとする。

（宗教上の行為）

第五十五条の六　被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、禁止し、又は制限してはならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

（書籍等の閲覧）

第五十五条の七　被収容者が自弁の書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を閲覧することは、次項に規定する場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

２　被収容者が書籍等を閲覧することにより、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときには、その閲覧を禁止することができる。

（被収容者の分離）

第五十五条の八　男子の被収容者と女子の被収容者とは、分離して収容しなければならない。ただし、入国者収容所長等が被収容者である乳児を監護する必要がある場合その他特に必要があると認めるときは、この限りでない。

２　入国者収容所長等は、第五十五条の十九第二項の身体の検査及び第五十五条の四十九第二項の身体又は着衣の検査以外の場合であつても、女子の被収容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるように努めなければならない。

（実地監査）

第五十五条の九　出入国在留管理庁長官は、法務大臣の定めるところにより、この章の規定の適正な施行を確保するため、その職員のうちから監査官を指名し、各入国者収容所等について、毎年一回以上、実地監査を行わせなければならない。

（入国者収容所等視察委員会）

第五十五条の十　法務省令で定める出入国在留管理官署に、入国者収容所等視察委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者収容所等を視察し、その運営に関し、入国者収容所長等に対して意見を述べるものとする。

（組織等）

第五十五条の十一　委員会は、委員十人以内で組織する。

２　委員は、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

３　委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員は、非常勤とする。

５　前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。